



東北管区行政評価局

平成 28 年 1 月 19 日

秋田駒ヶ岳の男岳山頂に設置されている老朽化し危険な山頂方位盤の改修等について

－行政苦情救済推進会議の意見を踏まえたあっせん－

東北管区行政評価局は、次の行政相談を受け、行政苦情救済推進会議に諮り、同会議からの「(国立公園内に設置されている老朽化し危険な山頂方位盤について、)設置者が不明な状況の中、自然公園法の趣旨を踏まえ、登山者の安全・利便の確保を図る観点から、国立公園を管理する環境省が中心となって、関係行政機関や民間団体とその改善等について検討・協議することが望ましい。」等の意見を踏まえて、平成 28 年 1 月 19 日、環境省東北地方環境事務所にあっせんしました。

(行政相談の要旨)

十和田八幡平国立公園の南端に位置する秋田駒ヶ岳の男岳山頂には、コンクリート製の台座に金属製の方位円盤が載せられたいわゆる山頂方位盤が設置されているが、見るところ維持管理が行われている形跡はなく、老朽化した台座部分は甚だ危険である。

秋田駒ヶ岳は、八合目まで車道が通り、車で入山できる手軽さから、夏季には非常に多くの登山客が訪れる観光スポットであり、山頂方位盤が設置されている男岳山頂ともなると人でごった返す場所でもあることから、老朽化し危険な山頂方位盤は改修又は撤去すべきである。



〈山頂方位盤 (全景)〉



〈方位円盤〉

※山頂方位盤の大きさ：

上底 (円形、直径約 0.9m)、下底 (八角形、幅約 1.8m)、高さ約 1.2m



- (注) 1 本図は、当局が国土地理院の地図を基に作成した。
 2 本図の中の「★」の箇所が、秋田駒ヶ岳男岳山頂付近を示す。

(あっせん内容)

環境省東北地方環境事務所は、自然公園法の趣旨を踏まえ、登山者の安全・利便の確保を図る観点から、十和田八幡平国立公園に係る既存の協議組織を活用するなどして、関係行政機関（秋田県、仙北市等）や民間団体とともに、次の点について検討・協議を行う必要がある。

- ① 当面必要な当該山頂方位盤に係る安全対策の実施について
- ② 今後の中長期的な当該山頂方位盤の管理の在り方（危険性の把握や安全対策を含む管理体制）について

※ 行政苦情救済推進会議（座長：斉藤睦男 仙台弁護士会弁護士）は、民間有識者の意見を反映させることにより、その公平性、中立性及び的確性の一層の確保を図り、国民的立場に立った行政苦情救済活動を効果的に推進することを目的に開催しています。

【本件照会先】

東北管区行政評価局

首席行政相談官 原田 秀一

電話：022-262-7840

1 国立公園制度

【自然公園法の目的】

- 優れた自然の風景地を保護するとともに、その利用の増進を図ることにより、国民の保健、休養及び教化に資するとともに、生物の多様性の確保に寄与すること<自然公園法第1条>。

【国立公園の指定】

- 国立公園は、環境大臣が、関係都道府県及び中央環境審議会の意見を聴き、区域を定めて指定<自然公園法第5条第1項>

【国立公園事業】

- 国立公園事業は、公園計画に基づいて執行する事業で、国立公園の保護又は利用のための施設（道路（車道、歩道）、園地、野営場、宿舎等）に関するもの<自然公園法第2条第6号、自然公園法施行令第1条>
- 国立公園事業は、国（環境省）が執行。地方公共団体は環境省と協議の上、民間は環境省の認可を受けた上で、国立公園事業の一部を実施することも可<自然公園法第10条第1項～第3項>

※ 自然公園法（昭和32年法律第161号）は、昭和32年10月1日から施行（国立公園法（昭和6年法律第36号）が廃止）

2 本件の背景、主な経緯等

- 十和田八幡平国立公園は、奥羽山脈の北側、青森県、岩手県及び秋田県の3県が隣接する地域に位置。八甲田から十和田湖にかけての「十和田八甲田地域」とその南側約50kmに位置する八幡平から岩手山及び秋田駒ヶ岳にかけての「八幡平地域」からなる。

昭和11年2月1日に「十和田八甲田地域」が指定（当時の公園名は十和田国立公園）。

その後、昭和31年7月10日に「八幡平地域」が追加指定され、現在の公園名に改称。

八幡平地域の公園計画に基づき、昭和31年7月10日に特別地域が、さらに、同43年5月1日に特別保護地区（※参照）が指定（秋田駒ヶ岳の男岳は、特別保護地区）。

※ 特別保護地区は、公園の中で特に優れた自然景観、原始状態を保持する地区で、最も厳しく行為が規制されている。

- 相談が寄せられた山頂方位盤については、昭和30年代に設置されたとの情報はあるものの、具体的な設置時期、設置者に関しては詳細不明となっている。
- 本件は、平成25年8月に秋田行政評価事務所が受付。同事務所が関係機関に相談内容を連絡、対応を要請した結果、同26年8月、（当該山頂方位盤のうちの）方位円盤について、地元の仙北市が台座から落下する危険を考慮して、危険回避のため、緊急避難的に例外として単独で固定作業を実施。

しかし、設置者が不明である当該山頂方位盤の台座の基礎部分については改修等がされず、依然危険性が残っており、相談者は更なる改修等を望んでいるため、行政苦情救済推進会議において解決方策について検討を行うこととしたものである。

【参考】平成26年度の秋田駒ヶ岳への登山者数：21,033人

（八合目登山口入山者数。計測対象期間 H26.6.1～10.14。環境省資料）

3 本件に係る現地調査結果

当局が、秋田駒ヶ岳の男岳山頂の山頂方位盤について現地確認を行った結果、①基礎部分（台座）には経年劣化に伴う亀裂や崩落が数か所あり、登山者が（方位円盤を見たり、記念写真を撮るために）台座に上がった際に転倒するなどの事態が発生する危険性が認められ、②設置者が不明で放置されたままとなっており、このような状況が継続すれば、台座（コンクリート製）の経年劣化が進行し、危険性が増していくことが懸念される。

このような危険性を除去するためには、台座（亀裂箇所や崩落箇所）に何らかの安全対策を講じる必要であるのではないかと判断される。

○ 現地調査実施時期：平成 27 年 9 月 23 日（水）（12 時 45 分頃～13 時 30 頃）

【写真 1】



（南南西方向から撮影）

【写真 2】



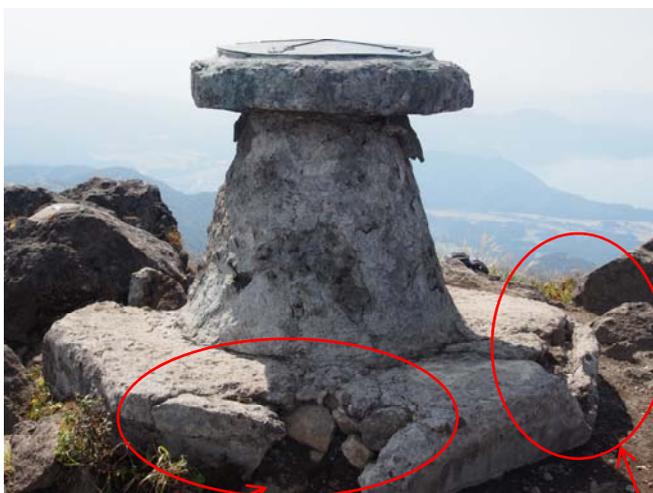
（南南西方向から撮影）

【写真 3】



※崩落の長さ：
約 80 cm

【写真4】



(東北東方向から撮影)

【写真5】



※損壊の長さ（最大）：約 70 cm

【写真6】



※損壊の長さ（最大）：約 75 cm

【写真7】



【写真8】



※登山者が山頂方位盤の台座に上がっている様子

4 本件に係る環境省東北地方環境事務所等の見解

【環境省東北地方環境事務所（国立公園課）】

- 我が国の国立公園は、様々な土地所有・土地利用形態を容認しつつ、区域を定めて国（環境省）が指定するものである。国は、公園内全てを管理しているわけではなく、公園内の開発行為等への許可、公園事業の執行及び認可等をもって管理している。
- 当該山頂方位盤の設置許可等の有無に関する事実及び設置時期について、当省には記録がないため確認できない。林野庁、秋田県、仙北市、地元関係者等によると少なくとも行政機関で設置したものではなく、所有者不明の物件であると考えられる。
- 平成 26 年に仙北市で一部修繕（方位円盤の固定）を行ったことにより、現地物件を目視等で確認した限りにおいては、通常の利用形態において利用者への危険性は少ないと思われる。
- 当該山頂方位盤は、当省で設置したもの（国の財産）ではないため、当省で改修及び撤去することはない。

【関係行政機関等】

- 東北森林管理局並びに地元の秋田県及び仙北市のいずれにおいても、当該山頂方位盤について、自ら整備したものではなく、設置時期、設置者等を確認することができなかったことから、改修等の予定はないとしている。
- 仙北市では、平成 26 年に実施した方位円盤の固定作業は危険回避のため、緊急避難的に例外として行ったものであるとしている。
- 地元の登山関係団体からは、①男岳山頂は特に地磁気が安定しておらず、方位が正確に出ないので、山頂方位盤があった方が良いと思われる、②撤去するのは大変なので、必要な補強工事をした方が良いと思われる、という意見が聞かれた。

5 本件に係る行政苦情救済推進会議における意見（要旨）

- 登山者が基礎部分（台座）に上がった際に、転倒するなどの事態の発生が危惧されることから、当面必要な山頂方位盤に係る安全対策の実施について検討すべきである。
- 設置者が不明で、放置されたままとなっており、台座（コンクリート製）の経年劣化が今後も進行し、危険性が増していくことが懸念されることから、この際、これからの山頂方位盤の管理の在り方について検討すべきである。
- 関係行政機関等においても設置者が不明な状況の中、自然公園法の趣旨を踏まえ、登山者の安全・利便の確保を図る観点から、当該国立公園を管理する環境省が中心となって、関係行政機関や民間団体とその改善等について検討・協議することが望ましい。
- 本件は、関係行政機関の狭間にある問題であって、かつ、人の生命・身体の安全に係る事案であり、行政とは何なのかということを問われている重要な事案である。
- 関係行政機関において検討・協議する際には、当該国立公園に係る既存の協議組織を活用することも有効と思われる。